

# 第 118 回

2021年4月1日～2022年3月31日

## 定時株主総会招集ご通知



### 日時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時



### 場所

神戸市東灘区住吉浜町19番地の5  
**当社本社 3階会議室**  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限：2022年6月28日（火曜日）午後5時30分

### 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

### 目次

招集ご通知	P.1
事業報告	P.3
計算書類等	P.15
監査報告	P.36
株主総会参考書類	P.41

### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防のため、本株主総会にご出席される株主様におかれましては、総会当日の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、感染拡大防止のため、書面（議決権行使書）による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に  
当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を  
会場受付へ提出

書面（議決権行使書）による  
議決権行使の場合



議案に対する賛否を  
表示のうえ返送

証券コード2055  
2022年6月9日

株 主 各 位

神戸市東灘区住吉浜町19番地の5  
**日 和 産 業 株 式 会 社**  
取締役社長 中 澤 敬 史

## 第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による事前の議決権行使を何卒ご検討いただけますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

株主総会の運営スタッフは、総会当日の検温及び入場前の手指のアルコール消毒を行い、体調を確認したうえで、必要に応じてマスクを着用して参加させていただく予定でございます。ご来場いただく株主様につきましても、マスクの着用、受付前での検温及び手指のアルコール消毒へのご協力をお願いさせていただく場合がございます。

ご来場の株主様で、発熱等の体調不良とお見受けされた方につきましては、当社の判断にて入場をお断りさせていただく場合がありますのでご協力の程お願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市東灘区住吉浜町19番地の5 当社本社3階会議室  
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 1. 第118期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人及び監査役会の第118期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nichiwasangyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、一時は景気回復に期待が寄せられました。しかし、新たな変異株の流行もあり、未だ収束の見通しが立たないことに加え、世界的な物流の停滞や資源価格の高騰等により、経済の回復が進まず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

配合飼料業界におきましては、主原料のとうもろこしの相場価格は、中国の旺盛な需要やエタノール需要の増加に加え、ウクライナ情勢悪化の影響から上昇を続けております。副原料である大豆粕も、とうもろこしと同様、中国への大豆輸出や搾油需要の増加を受けて高騰しております。外国為替相場につきましては、米国での順調な経済活動等によるインフレ懸念に対応した利上げから、円安が進んでおります。

畜産物市況につきましては、鶏卵相場は、前年の鳥インフルエンザによる生産量減少が増加に転じたことから価格は低迷しました。鶏肉相場は、輸入量と国内生産量共に増加したことにより、軟調に推移しております。豚肉相場は、生産量が増加したことから値を下げましたが、年末以降は輸入量減少等により前年を上回る価格で堅調に推移しております。牛肉相場は、輸出が堅調なことから、安定して推移しております。

このような状況のなか、当社は2021年4月と7月に配合飼料価格の値上げを行い、10月には値下げを行いました。2022年1月には再び値上げを行いました。

その結果、売上高は449億6百万円（前年同期比12.5%増）となりました。利益面につきましては、取引先に債権回収懸念が生じたため、販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は1億17百万円（前年同期比58.5%減）となり、経常利益は2億16百万円（前年同期比42.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億16百万円（前年同期比16.3%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 飼料事業

原材料価格の高騰等により、売上高は432億11百万円（前年同期比13.3%増）となり、セグメント利益（営業利益）は6億24百万円（前年同期比18.7%減）となりました。

#### 畜産事業

売上高は16億94百万円（前年同期比3.0%減）となり、飼料価格が上昇したことにより、セグメント損失（営業損失）は2百万円（前年同期のセグメント利益（営業利益）は1億41百万円）となりました。

（セグメント別売上高）

区 分	前連結会計年度 百万円	構成比 %	当連結会計年度 百万円	構成比 %	増減率 %
飼 料 事 業	38,153	95.6	43,211	96.2	13.3
畜 産 事 業	1,747	4.4	1,694	3.8	△3.0
合 計	39,900	100.0	44,906	100.0	12.5

### (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資は生産設備の更新等の8億74百万円であります。この所要資金は自己資金でまかないました。

### (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ウクライナ情勢悪化等の影響から、前年に引き続き原材料価格が高騰を続けていることに加え、新型コロナウイルスの感染収束が見通せないこと等による畜産物市況の不透明さにより、引き続き厳しい状況です。

このような状況のもとで、当社グループといたしましては、業績の向上を目指し、原料調達の多様化や製品開発の促進、生産コスト削減への注力、そして家畜疾病の予防に努めてまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 115 期 (2019年 3 月期)	第 116 期 (2020年 3 月期)	第 117 期 (2021年 3 月期)	第 118 期 (2022年 3 月期)
売 上 高(百万円)	41,128	41,974	39,900	44,906
経 常 利 益(百万円)	426	659	379	216
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	254	371	139	116
1 株当たり当期純利益(円)	13.17	19.23	7.20	6.08
総 資 産(百万円)	28,381	27,395	27,827	29,046
純 資 産(百万円)	17,449	17,590	17,757	17,409
1 株 当 たり 純 資 産(円)	903.57	910.86	919.51	961.24

(注) 1 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1 株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
東 和 畜 産 株 式 会 社	50百万円	100%	子豚の生産及び肉鶏、肉豚の肥育販売

#### (6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

配合飼料の製造・販売並びに畜産物の生産・販売等を行っております。

## (7) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

## ① 当社

本	社	兵	庫	県	神	戸	市					
神	戸	工	場	兵	庫	県	神	戸	市			
三	原	工	場	広	島	県	三	原	市			
鹿	児	島	工	場	鹿	児	島	県	鹿	児	島	市
八	戸	工	場	青	森	県	八	戸	市			
坂	出	工	場	香	川	県	坂	出	市			
長	崎	営	業	所	長	崎	県	島	原	市		

## ② 子会社

東	和	畜	産	株	式	会	社	鹿	児	島	県	鹿	児	島	市
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

## (8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
179名	1名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員35名は含まれておりません。

## (9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金	金額
株式会社 三井住友銀行		690
株式会社 三菱UFJ銀行		686
兵庫県信用農業協同組合連合会		675
農林中央金庫		580

百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 79,591,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,830,825株 (自己株式2,718,918株を含む)
- (3) 株主数 1,875名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 田 通 商 株 式 会 社	1,362千株	7.52%
東 北 グ レ ー ン タ ー ミ ナ ル 株 式 会 社	1,153	6.37
カ ー ギ ル ジ ャ パ ン 合 同 会 社	1,000	5.52
株 式 会 社 十 文 字 チ キ ン カ ン パ ニ ー	991	5.48
株 式 会 社 み な と 銀 行	963	5.32
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	923	5.10
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	923	5.10
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	849	4.69
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	827	4.57
佐 藤 産 業 株 式 会 社	535	2.96

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式 (2,718,918株) を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、会社法第163条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- a. 取得対象株式の種類 当社普通株式
- b. 取得した株式の総数 1,200,000株
- c. 取得価額 426,000,000円
- d. 取得日 2022年2月25日
- e. 取得理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として取得いたしました。



### 3. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中橋正敏	取締役会長（代表取締役）	
中澤敬史	取締役社長（代表取締役）	
中橋太一郎	専務取締役（営業本部長）	
古本洋一	取締役（生産本部長・鹿児島工場長）	
松本幸久	取締役（三原工場長）	
安井秀夫	取締役（管理本部長・総務部長）	
河崎司郎	取締役	
脇村常雄	常勤監査役	
小阪田興一	監査役	
山下剛	監査役	豊田通商株式会社大阪食料部部長

- (注) 1. 取締役河崎司郎氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役小阪田興一氏及び監査役山下剛氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役小阪田興一氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役脇村常雄氏は、当社において総務部に長年在籍し、2001年6月から2008年5月まで取締役として経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役奥濱良明氏は、2021年5月26日逝去により退任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社の定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が一部の保険料を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、担当職務とその職責、貢献度とその成果、そして当社の業績等を総合的に勘案し、決定することを基本方針としております。また、取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

##### b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬としております。決定方法としましては、取締役会より報酬額の決定権限の委任を受けた代表取締役が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位別配分割合を基に算出した金額を基本方針に照らし合わせ、総合的に勘案し、協議の上で決定しております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	111 (3)	111 (3)	—	—	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11 (0)	11 (0)	—	—	2 (1)
合計 (うち社外役員)	122 (4)	122 (4)	—	—	9 (2)

- (注) 1. 2021年5月26日逝去により退任した社外取締役1名及び社外監査役2名のうち1名については報酬を支払っておりません。
2. 2016年6月29日開催の第112回定時株主総会の決議により取締役については月額13百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 1994年6月29日開催の第90回定時株主総会の決議により監査役については月額3百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 取締役会は、代表取締役会長中橋正敏及び代表取締役社長中澤敬史に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由としましては、長年にわたり当社における経営全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、取締役の報酬額を適切に決定できると判断したためであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	河崎 司郎	—	—
監査役	小阪田 興一	—	—
監査役	山下 剛	豊田通商株式会社大阪食料部部長	取引先

##### 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	河崎 司郎	当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席し、主に銀行及び監査法人の経験で培った見地から企業経営の実務に関して発言を行う等、期待される役割を果たしております。
監査役	小阪田 興一	当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席し、また、監査役会5回全てに出席し、企業経営の実務に関して発言を行っております。
監査役	山下 剛	当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席し、また、監査役会5回全てに出席し、企業経営の実務に関して発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

区	分	報酬等の額
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 5. 会社の体制及び方針に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について以下のとおり基本方針を定めております。

#### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、当社及び子会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社及び子会社の役職員教育を行う。総務部は、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り委員会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義ある行為等について、当社及び子会社の役職員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は総務部が行う。また、各部署の所管業務に付随するリスク管理は各々担当部署が行う。

#### ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社にそれぞれの責任を負う者を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、総務部はこれらを横断的に管理し、子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

#### ⑥ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、経営上の重要事項を取締り委員会に報告するものとする。子会社において企業行動に関する重要な法令違反が発生した場合にも、速やかに報告するものとする。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

監査役の職務を補助する組織を総務部とする。監査役から補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置する。

⑧ **前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の異動及び懲戒については、監査役会の意見を尊重するものとする。監査役の当該使用人に対する指示を不当に制限してはならず、また当該使用人は監査役の指示に従わなければならない。

⑨ **取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制**

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、会社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実及び法令に違反する重大な事実が発生した場合にはその事実、並びにホットラインによる通報があった場合にはその内容を、速やかに監査役に報告する。

⑩ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の役職員が通報窓口や監査役等への報告を行った場合に、当該報告をしたことを理由にしてその役職員に対して不利な扱いを行うことを禁止する。

⑪ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針**

監査役が当社に対し職務の執行について生じた費用または債務の処理の請求をしたときには、必要でないと認められた場合を除き速やかに当該費用の支払い等の処理を行う。

⑫ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、効率的かつ効果的な監査を行うために、当社及び子会社の社長並びに会計監査人と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持するとともに、必要に応じて独自に弁護士や公認会計士等の外部専門家の支援を受けることができる。

⑬ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

反社会的勢力に対する基本方針に従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、不当要求に対しては法的措置をとる等組織全体で断固として拒絶し、いかなる理由であれ、資金提供及び便宜供与を行わない。統括する部署を総務部とし、企業防衛対策協議会に出席して情報交換・情報収集を行い、役職員に周知する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス

役職員に対し社内研修や会議を通じてコンプライアンス規程の内容の周知徹底を図ることにより法令を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても役職員に対する周知を行っております。

### ② リスク管理

毎月の各拠点からの報告をもとに企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、情報の共有を行っております。

### ③ 内部監査体制

内部監査部門が作成した監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

### ④ 監査役の職務の執行

監査役会の他、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人との間で情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。また、常勤監査役は重要会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。



## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
|------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |                   | <b>( 負 債 の 部 )</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>21,871,473</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>11,449,502</b> |
| 現金及び預金                 | 7,617,584         | 支払手形及び買掛金                | 5,858,870         |
| 受取手形                   | 1,554,855         | 短期借入金                    | 4,269,000         |
| 売掛金                    | 9,025,963         | 未払金                      | 651,402           |
| 商品及び製品                 | 141,536           | 未払法人税等                   | 99,829            |
| 仕掛品                    | 349,223           | 未払消費税等                   | 32,231            |
| 原材料及び貯蔵品               | 2,535,556         | 賞与引当金                    | 100,531           |
| その他                    | 1,024,209         | その他                      | 437,636           |
| 貸倒引当金                  | △377,456          | <b>固 定 負 債</b>           | <b>186,862</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>7,174,786</b>  | 長期未払金                    | 84,240            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,603,173</b>  | 退職給付に係る負債                | 20,542            |
| 建物及び構築物                | 1,661,278         | 資産除去債務                   | 82,080            |
| 機械装置及び運搬具              | 1,730,839         | <b>負 債 合 計</b>           | <b>11,636,364</b> |
| 工具、器具及び備品              | 139,254           | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>     |                   |
| 土地                     | 1,785,783         | <b>株 主 資 本</b>           | <b>17,091,921</b> |
| 建設仮勘定                  | 286,018           | 資 本 金                    | 2,011,689         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,953</b>      | 資 本 剰 余 金                | 1,904,186         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,563,659</b>  | 利 益 剰 余 金                | 13,898,113        |
| 投資有価証券                 | 590,688           | 自 己 株 式                  | △722,067          |
| 長期貸付金                  | 1,203,298         | その他の包括利益累計額              | 317,974           |
| 破産更生債権等                | 1,809,044         | その他有価証券評価差額金             | 259,990           |
| 繰延税金資産                 | 111,452           | 繰延ヘッジ損益                  | 57,983            |
| 退職給付に係る資産              | 66,973            | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>17,409,895</b> |
| その他                    | 38,729            | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>29,046,259</b> |
| 貸倒引当金                  | △2,256,526        |                          |                   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>29,046,259</b> |                          |                   |



## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 44,906,136 |
| 売上原価            | 42,433,889 |
| 売上総利益           | 2,472,246  |
| 販売費及び一般管理費      | 2,354,537  |
| 営業利益            | 117,709    |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 23,166     |
| 受取配当金           | 18,410     |
| 売却電入            | 48,539     |
| 為替差益            | 89,178     |
| 受取保険金           | 990        |
| 受取貸料            | 23,555     |
| その他             | 49,292     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 56,291     |
| 売電費             | 25,033     |
| 支払手数料           | 50,550     |
| 設備修繕費           | 20,676     |
| その他             | 1,546      |
| 経常利益            | 154,099    |
| 税金等調整前当期純利益     | 216,743    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 193,001    |
| 法人税等調整額         | △92,740    |
| 当期純利益           | 100,261    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 116,482    |
|                 | 116,482    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本   |           |            |          |             |
|--------------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
|                                | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                      | 2,011,689 | 1,904,186 | 13,897,843 | △295,799 | 17,517,919  |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額      |           |           | △340       |          | △340        |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高     | 2,011,689 | 1,904,186 | 13,897,502 | △295,799 | 17,517,578  |
| 当 期 変 動 額                      |           |           |            |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                    |           |           | △115,871   |          | △115,871    |
| 親会社株主に帰属<br>する 当 期 純 利 益       |           |           | 116,482    |          | 116,482     |
| 自己株式の取得                        |           |           |            | △426,268 | △426,268    |
| 株主資本以外の項目<br>の 当 期 変 動 額 (純 額) |           |           |            |          |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | -         | -         | 611        | △426,268 | △425,657    |
| 当 期 末 残 高                      | 2,011,689 | 1,904,186 | 13,898,113 | △722,067 | 17,091,921  |

|                                | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |               |                              | 純 資 産 合 計  |
|--------------------------------|----------------------------|---------------|------------------------------|------------|
|                                | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高                      | 229,843                    | 9,717         | 239,561                      | 17,757,480 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額      |                            |               |                              | △340       |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高     | 229,843                    | 9,717         | 239,561                      | 17,757,139 |
| 当 期 変 動 額                      |                            |               |                              |            |
| 剰 余 金 の 配 当                    |                            |               |                              | △115,871   |
| 親会社株主に帰属<br>する 当 期 純 利 益       |                            |               |                              | 116,482    |
| 自己株式の取得                        |                            |               |                              | △426,268   |
| 株主資本以外の項目<br>の 当 期 変 動 額 (純 額) | 30,147                     | 48,265        | 78,412                       | 78,412     |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | 30,147                     | 48,265        | 78,412                       | △347,244   |
| 当 期 末 残 高                      | 259,990                    | 57,983        | 317,974                      | 17,409,895 |

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 1社 東和畜産株式会社

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

みちのく飼料株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは配合飼料の製造、販売を主な事業とし、顧客への商品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、代理人として純額で収益を認識しております。また、買戻し義務に該当する有償支給取引については、従来は有償支給した原材料について消滅を認識しておりましたが、有償支給した原材料について消滅を認識しないこととしております。

なお、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約が付されている外貨建債務については振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債務等

ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

## 5. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への商品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、代理人として純額で収益を認識しております。また、買戻し義務に該当する有償支給取引については、従来は有償支給した原材料について消滅を認識しておりましたが、有償支給した原材料について消滅を認識しないこととしております。

なお、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当連結会計年度の売上高は55億55百万円減少し、売上原価は55億55百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

### 金銭債権に対する貸倒引当金の見積り

|                           |         |              |
|---------------------------|---------|--------------|
| (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | 受取手形    | 1,554,855千円  |
|                           | 売掛金     | 9,025,963千円  |
|                           | 長期貸付金   | 1,203,298千円  |
|                           | 破産更生債権等 | 1,809,044千円  |
|                           | 貸倒引当金   | △2,633,983千円 |

### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ①算出方法

金銭債権のうち一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

貸倒懸念債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績等を考慮して貸倒見積高を算定する方法を採用しております。破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高としております。

#### ②主要な仮定

回収不能見込額を算定するにあたっては、新型コロナウイルスや家畜の疾病による畜産物市況の変化、債務者の業績見通しまたは財政状態及び経営成績等に基づく回収見込、不動産等の担保資産価値に関して、経営者による主要な仮定を使用しております。

#### ③翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である新型コロナウイルスや家畜の疾病による畜産物市況の変化、債務者の業績見通しや回収見込、不動産等の担保資産価値は、見積りの不確実性があり、翌年度において貸倒引当金の追加計上が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

|                                      |              |
|--------------------------------------|--------------|
| 1. 投資有価証券に含まれる関連会社株式                 | 31,200千円     |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額                    | 18,676,966千円 |
| 3. 国庫補助金による有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額 |              |
| 建物及び構築物                              | 41,568千円     |
| 機械装置及び運搬具                            | 231,942千円    |
| 4. 保証債務                              |              |
| 金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。          | 2,000千円      |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

|                              |      |             |
|------------------------------|------|-------------|
| 1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数 | 普通株式 | 20,830,825株 |
| 2. 剰余金の配当に関する事項              |      |             |
| (1) 配当金支払額                   |      |             |

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2021年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 115,871        | 6.00            | 2021年<br>3月31日 | 2021年<br>6月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総 額<br>(千円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|---------------------|-----------------------|----------------|----------------|
| 2022年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 108,671             | 6.00                  | 2022年<br>3月31日 | 2022年<br>6月30日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。長期貸付金に係る取引先の信用リスクは、社内規定に基づいてリスク低減を図っております。破産更生債権等に係る取引先の信用リスクは、十分な貸倒引当金を計上しております。投資有価証券は、すべてが株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であります。デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|              | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|--------------|------------|---------|--------|
| (1) 投資有価証券   |            |         |        |
| 其他有価証券       | 547,988    | 547,988 | -      |
| (2) 長期貸付金    | 1,203,298  |         |        |
| 貸倒引当金(※2)    | △605,409   |         |        |
|              | 597,888    | 618,416 | 20,527 |
| (3) 破産更生債権等  | 1,809,044  |         |        |
| 貸倒引当金(※2)    | △1,651,117 |         |        |
|              | 157,927    | 157,927 | -      |
| (4) デリバティブ取引 | 83,549     | 83,549  | -      |

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 個別及び一括で計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 当連結会計年度(千円) |
|-------|-------------|
| 非上場株式 | 42,700      |



### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分                | 時価      |      |      |         |
|-------------------|---------|------|------|---------|
|                   | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 547,988 | -    | -    | 547,988 |

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分       | 時価   |            |      |            |
|----------|------|------------|------|------------|
|          | レベル1 | レベル2       | レベル3 | 合計         |
| 長期貸付金    | -    | 1,203,298  | -    | 1,203,298  |
| 貸倒引当金    | -    | △605,409   | -    | △605,409   |
| 破産更生債権等  | -    | 1,809,044  | -    | 1,809,044  |
| 貸倒引当金    | -    | △1,651,117 | -    | △1,651,117 |
| デリバティブ取引 | -    | 83,549     | -    | 83,549     |

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

#### (1) 投資有価証券

上場会社は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### (2) 長期貸付金

これらの時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を国債利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額からの現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント    |           | 合計         |
|---------------|------------|-----------|------------|
|               | 飼料事業       | 畜産事業      |            |
| 顧客との契約から生じる収益 | 43,211,287 | 1,694,849 | 44,906,136 |
| その他の収益        | -          | -         | -          |
| 外部顧客への売上高     | 43,211,287 | 1,694,849 | 44,906,136 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 961円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円8銭    |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>    |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>21,493,217</b> | <b>流動負債</b>      | <b>11,407,567</b> |
| 現金及び預金          | 7,517,118         | 支払手形             | 3,006             |
| 受取手形            | 1,554,855         | 買掛金              | 5,846,380         |
| 売掛金             | 9,166,185         | 短期借入金            | 4,269,000         |
| 商品及び製品          | 141,536           | 未払金              | 625,537           |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,515,963         | 未払法人税等           | 99,516            |
| その他             | 981,578           | 賞与引当金            | 95,880            |
| 貸倒引当金           | △384,020          | その他              | 468,246           |
| <b>固定資産</b>     | <b>7,388,968</b>  | <b>固定負債</b>      | <b>166,320</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,455,459</b>  | 長期未払金            | 84,240            |
| 建物              | 599,971           | 資産除去債務           | 82,080            |
| 構築物             | 157,286           | <b>負債合計</b>      | <b>11,573,887</b> |
| 機械及び装置          | 1,689,833         | <b>(純資産の部)</b>   |                   |
| 車両運搬具           | 18,327            | <b>株主資本</b>      | <b>16,990,324</b> |
| 工具、器具及び備品       | 132,763           | 資本金              | 2,011,689         |
| 土地              | 1,573,265         | 資本剰余金            | 1,904,186         |
| 建設仮勘定           | 284,012           | 資本準備金            | 1,904,186         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>7,625</b>      | 利益剰余金            | 13,796,516        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,925,883</b>  | 利益準備金            | 410,680           |
| 投資有価証券          | 559,488           | その他利益剰余金         | 13,385,836        |
| 関係会社株式          | 81,200            | 退職給与基金           | 442,664           |
| 出資金             | 4,860             | 配当準備積立金          | 1,000             |
| 長期貸付金           | 1,193,488         | 価格変動準備金          | 42,000            |
| 関係会社長期貸付金       | 1,325,000         | 固定資産圧縮積立金        | 11,167            |
| 破産更生債権等         | 1,809,044         | 別途積立金            | 9,753,130         |
| 前払年金費用          | 66,973            | 繰越利益剰余金          | 3,135,874         |
| 繰延税金資産          | 112,009           | <b>自己株式</b>      | <b>△722,067</b>   |
| その他             | 30,346            | 評価・換算差額等         | 317,974           |
| 貸倒引当金           | △2,256,526        | その他有価証券評価差額金     | 259,990           |
| <b>資産合計</b>     | <b>28,882,186</b> | 繰延ヘッジ損益          | 57,983            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>     | <b>17,308,298</b> |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>28,882,186</b> |

## 損 益 計 算 書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 44,042,488 |
| 売上原価         | 41,646,001 |
| 売上総利益        | 2,396,486  |
| 販売費及び一般管理費   | 2,284,311  |
| 営業利益         | 112,175    |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 43,016     |
| 受取配当金        | 18,410     |
| 売電収入         | 48,539     |
| 為替差益         | 89,178     |
| 受取保険金        | 990        |
| 受取貸料         | 23,555     |
| その他          | 44,363     |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 56,291     |
| 売電費用         | 25,033     |
| 支払手数料        | 50,550     |
| 設備修繕費        | 20,676     |
| その他          | 1,512      |
| 経常利益         | 226,164    |
| 税引前当期純利益     | 226,164    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 192,376    |
| 法人税等調整額      | △95,075    |
| 当期純利益        | 128,864    |

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株主資本      |           |             |         |            |             |
|---------------------|-----------|-----------|-------------|---------|------------|-------------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |             | 利益剰余金   |            |             |
|                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金   |             |
|                     |           |           |             |         | 退職給与<br>基金 | 配当準備<br>積立金 |
| 当 期 首 残 高           | 2,011,689 | 1,904,186 | 1,904,186   | 410,680 | 442,664    | 1,000       |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |           |           |             |         |            |             |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 2,011,689 | 1,904,186 | 1,904,186   | 410,680 | 442,664    | 1,000       |
| 当 期 変 動 額           |           |           |             |         |            |             |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |           |           |             |         |            |             |
| 剰余金の配当              |           |           |             |         |            |             |
| 当期純利益               |           |           |             |         |            |             |
| 自己株式の取得             |           |           |             |         |            |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |             |         |            |             |
| 当期変動額合計             | -         | -         | -           | -       | -          | -           |
| 当 期 末 残 高           | 2,011,689 | 1,904,186 | 1,904,186   | 410,680 | 442,664    | 1,000       |

(単位：千円)

|                     | 株主資本        |               |           |             |             |
|---------------------|-------------|---------------|-----------|-------------|-------------|
|                     | 利益剰余金       |               |           |             |             |
|                     | その他利益剰余金    |               |           |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                     | 価格変動<br>準備金 | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当 期 首 残 高           | 42,000      | 11,828        | 9,753,130 | 3,122,561   | 13,783,865  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |             |               |           | △340        | △340        |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 42,000      | 11,828        | 9,753,130 | 3,122,220   | 13,783,524  |
| 当 期 変 動 額           |             |               |           |             |             |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |             | △660          |           | 660         | -           |
| 剰余金の配当              |             |               |           | △115,871    | △115,871    |
| 当 期 純 利 益           |             |               |           | 128,864     | 128,864     |
| 自己株式の取得             |             |               |           |             |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |             |               |           |             |             |
| 当期変動額合計             | -           | △660          | -         | 13,653      | 12,992      |
| 当 期 末 残 高           | 42,000      | 11,167        | 9,753,130 | 3,135,874   | 13,796,516  |

|                     | 株主資本     |            | 評価・換算差額等             |             |                | 純資産合計      |
|---------------------|----------|------------|----------------------|-------------|----------------|------------|
|                     | 自己株式     | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当 期 首 残 高           | △295,799 | 17,403,941 | 229,843              | 9,717       | 239,561        | 17,643,502 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |          | △340       |                      |             |                | △340       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △295,799 | 17,403,600 | 229,843              | 9,717       | 239,561        | 17,643,161 |
| 当 期 変 動 額           |          |            |                      |             |                |            |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |          | -          |                      |             |                | -          |
| 剰余金の配当              |          | △115,871   |                      |             |                | △115,871   |
| 当 期 純 利 益           |          | 128,864    |                      |             |                | 128,864    |
| 自己株式の取得             | △426,268 | △426,268   |                      |             |                | △426,268   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          |            | 30,147               | 48,265      | 78,412         | 78,412     |
| 当期変動額合計             | △426,268 | △413,275   | 30,147               | 48,265      | 78,412         | △334,863   |
| 当 期 末 残 高           | △722,067 | 16,990,324 | 259,990              | 57,983      | 317,974        | 17,308,298 |

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

    その他有価証券

        市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

        市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

棚卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

    建物、構築物                    5～50年

    機械及び装置、車両運搬具    2～20年

無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過している場合には、超過額を前払年金費用として計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は配合飼料の製造、販売を主な事業とし、顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、代理人として純額で収益を認識しております。また、買戻し義務に該当する有償支給取引については、従来は有償支給した原材料について消滅を認識しておりましたが、有償支給した原材料について消滅を認識しないこととしております。

なお、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

#### 5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約が付されている外貨建債務については振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債務等

ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的のみヘッジ手段を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

#### 6. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への商品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、代理人として純額で収益を認識しております。また、買戻し義務に該当する有償支給取引については、従来は有償支給した原材料について消滅を認識しておりましたが、有償支給した原材料について消滅を認識しないこととしております。

なお、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計



年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当会計年度の売上高は55億55百万円減少し、売上原価は55億55百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### 6. 会計上の見積りに関する注記

金銭債権に対する貸倒引当金の見積り

|                     |         |              |
|---------------------|---------|--------------|
| (1) 当年度の計算書類に計上した金額 | 受取手形    | 1,554,855千円  |
|                     | 売掛金     | 9,166,185千円  |
|                     | 長期貸付金   | 1,193,488千円  |
|                     | 破産更生債権等 | 1,809,044千円  |
|                     | 貸倒引当金   | △2,640,547千円 |

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類の「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

|                                      |        |              |
|--------------------------------------|--------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                    |        | 17,974,855千円 |
| 2. 国庫補助金による有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額 |        |              |
|                                      | 建物     | 41,568千円     |
|                                      | 機械及び装置 | 231,942千円    |
| 3. 保証債務                              |        |              |
| 金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。          |        | 2,000千円      |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                |        |              |
| 関係会社に対する短期金銭債権                       |        | 114,131千円    |
| 関係会社に対する短期金銭債務                       |        | 16,379千円     |

(損益計算書に関する注記)

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 関係会社との取引高 |           |           |
|           | 営業取引      | 483,981千円 |
|           | 営業取引以外の取引 | 36,850千円  |

(株主資本等変動計算書に関する注記)  
自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式(株) | 1,518,877  | 1,200,041  | —          | 2,718,918 |

(注) 普通株式の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,200,000株及び単元未満株式の買取り41株による増加分であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 貸倒引当金     | 808,007千円 |
| 賞与引当金     | 29,339千円  |
| 減損損失      | 51,595千円  |
| 長期未払金     | 25,777千円  |
| 未払費用      | 4,411千円   |
| 投資有価証券評価損 | 24,139千円  |
| その他       | 221,666千円 |

繰延税金資産小計 1,164,936千円

評価性引当額 △794,230千円

繰延税金資産合計 370,706千円

繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 89,422千円  |
| 固定資産圧縮積立金    | 4,923千円   |
| その他          | 164,350千円 |

繰延税金負債合計 258,696千円

繰延税金資産の純額 112,009千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称   | 議決権等の所有割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引内容         | 取引金額   | 科目            | 期末残高      |
|-----|----------|---------------|-----------|--------------|--------|---------------|-----------|
| 子会社 | 東和畜産株式会社 | 所有<br>直接100%  | 飼料の販売     | 資金の貸付<br>(注) | 45,000 | 関係会社<br>長期貸付金 | 1,325,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人事業主等

(単位：千円)

| 種類                          | 会社等の名称           | 議決権等の所有割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引内容    | 取引金額   | 科目  | 期末残高    |
|-----------------------------|------------------|---------------|-----------|---------|--------|-----|---------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 大和化成株式会社<br>(注1) | -             | 物品の売買     | 飼料原料の購入 | 77,250 | 買掛金 | 165,718 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 大和化成株式会社は、当社元取締役奥濱良明氏及び同氏の近親者で議決権の100%を保有していましたが、奥濱良明氏は、2021年5月26日逝去により取締役を退任しております。

取引金額には関連当事者であった期間の金額、期末残高には関連当事者ではなくなった時点の残高を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 955円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円73銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日和産業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 上 田 美 穂  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 葉 山 良 一  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日和産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日和産業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上 田 美 穂  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 葉 山 良 一

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日和産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

日和産業株式会社 監査役会  
 常勤監査役 脇村 常雄 ㊞  
 監査役 小阪田 興一 ㊞  
 監査役 山下 剛 ㊞

(注) 監査役小阪田興一及び監査役山下剛は、社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、継続的な安定配当を基本方針として当事業年度の業績と今後の見通し等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円 総額108,671,442円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を新設するものであります。なお、本附則は所定の期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

現行の定款と変更案は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                           |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                       | <p><u>(電子提供制度)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

(下線部は変更部分)

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p>附則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>。</p> |

以上

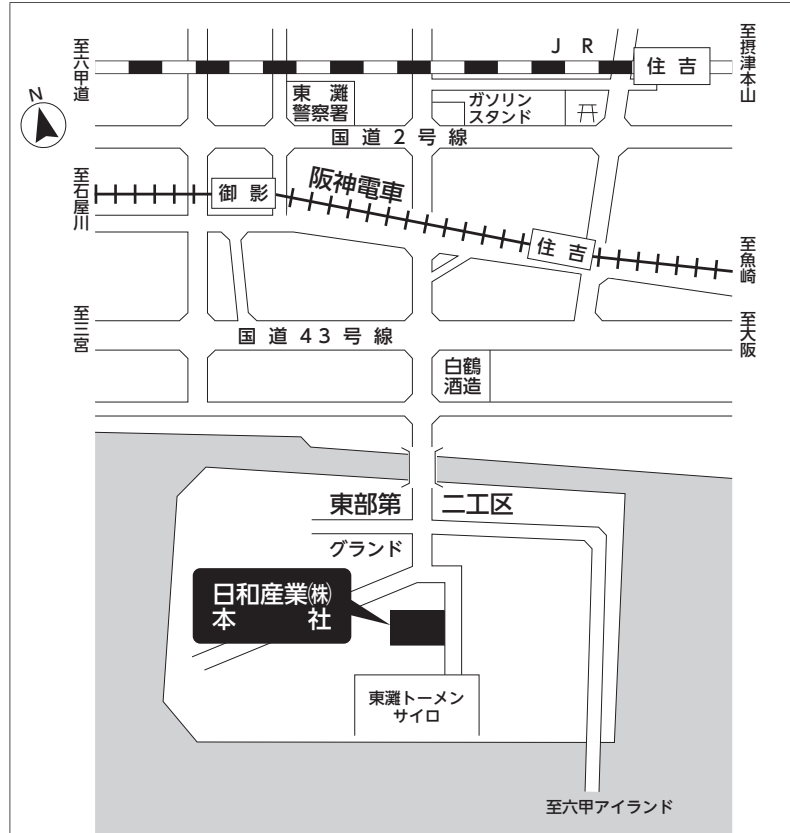




# 株主総会会場のご案内

会 場 神戸市東灘区住吉浜町19番地の5  
日和産業株式会社 本社3階会議室

## 会場付近の略図



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。